

2016年（平成28年）度
更生保護情報管理業務・システム最適化実施状況報告書

1. 更生保護情報管理業務・システムの概要

項目	内容
個別管理組織担当課室名	法務省保護局総務課
対象期間	2016年4月1日～2017年3月31日
最適化工程の段階	運用段階

2. 最適化実施状況

①府省共通業務・システム導入体制の整備

（最適化の実施内容）

更生保護官署においては、事件管理システム等において取り扱う個人情報の漏えい防止の観点から、外部接続は一部の端末のみにおいて実施していたものであるが、府省共通業務・システムを各端末から利用するシステムを導入することを機に、保護観察官等がインターネットを通してより効率良く保護司や民間団体等との連携を行えるよう、原則として全端末を外部接続可能とすることとし、保護観察官等が使用しているコンピュータからインターネット等に接続する際、使用するクライアントの端末から、誤って保護観察対象者等の個人情報が送信されることがないように、セキュリティソフトウェアの全端末への導入等の情報セキュリティ対策を継続的に運用維持することが必須となるが、接続LANシステムは端末の管理を各官署ごとに行っており、セキュリティ対策の維持管理が煩雑であることから、平成24年度から5カ年計画でセキュリティ対策等の一元管理を実現する新技術（シンクライアント方式）を取り入れた「更生保護WANシステム（K-WAN）」として構成変更する。

（最適化の実施状況）

2012年（平成24年）3月から更生保護WANシステムの構築を開始し、同年6月に更生保護WANシステムサーバの構築を完了した。シンクライアント化については、2012年（平成24年）11月を目途にシンクライアント化移行作業を開始する予定であったが、東日本大震災復興特別会計の予算執行が停止されたため、移行作業が実施できなくなった。

このため、一般会計による財源を確保して2013年（平成25年）度から移行作業を実施することとしたが、その際、移行による効果を早期に発現させるため、同年度から3カ年計画で移行を完了させる計画に変更した。

実施スケジュールは以下のとおり。

- ・2013年（平成25年）8月 移行業者選定、移行計画策定、移行作業開始（以降順次14庁に設置の端末のシンクライアント化を実施）
- ・2014年（平成26年）3月 計画どおり移行作業完了
- ・2015年（平成27年）3月 30庁において移行作業を完了した。
- ・2016年（平成28年）3月 全62庁において移行作業を完了した。

②保護司管理事務の標準化・合理化

(最適化の実施内容)

2011年(平成23年)8月に改定された「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、これまで各保護観察所が個別に実施している保護司の委解嘱業務及び表彰業務等について、事件管理システムと連携する保護司情報管理サブシステムを追加し、平成25年度から運用を開始する。

(最適化の実施状況)

- ・2013年(平成25年)4月から同年8月までに結合テスト、総合テストを計画どおり実施。
- ・2013年(平成25年)9月 サブシステムをバックアップシステムに移行
- ・2013年(平成25年)10月～各庁保有データを順次サブシステムへ移行
- ・2016年(平成28年)3月 全53庁においてデータの移行作業を完了した。

③関係機関とのデータ連携

(最適化の実施内容)

2006年(平成18年)3月に策定された「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、他の行政機関及び司法機関とのデータ受渡し等の連携の方策について、法務省矯正局及び刑事局と調整・検討した結果、開発環境及びデータの持ち方が統一されていないことからなお詳細な検討が必要という結論に至ったが、更生保護官署と矯正施設とは取り扱うデータに共通するものが少なくないことから、更生保護官署と矯正施設とのデータ連携を進めることとした。

(最適化の実施状況)

「関係機関とのデータ連携」に関して、矯正局と保護局との間で、保護観察対象者等の処遇情報等を電子データにより受渡しを行う「データ連携」及び当該電子データを活用して再犯者の処遇等に活用する「処遇効果検証」について、矯正局「被収容者データ管理システム」とデータ連携するため、事件管理システム改修等作業(2011年(平成23年)3月16日～2012年(平成24年)3月16日)を調達し、2012年(平成24年)1月に改修後の運用を開始した。矯正局とのデータ連携については、2012年(平成24年)10月から運用を開始し、2016年(平成28年)度においても、10月にサーバ機器を更新し、引き続きその運用を行っている。

④犯罪被害者等施策の最適化

(最適化の実施内容)

更生保護官署においては、平成19年12月から犯罪被害者等施策の運用を開始したが、施策が国民に認知されるに従い、平成21年においては、意見等聴取279件、心情等伝達83件、犯罪被害者等通知4,785件、相談・支援1,176件の合計6,323件(前年比2,343件の増加)の取扱いがあり、取扱件数が増加傾向にあることから、当該施策をより適切かつ統一的に実施するため、現在各庁で帳簿処理等により個別処理している犯罪被害者等施策に係る事務処理を新たに事件管理システムに追加し、平成24年度から運用を開始する。

(最適化の実施状況)

当初の計画どおり、事件管理システムに犯罪被害者等施策に関する機能を追加し、2012年（平成24年）4月から運用を開始し、2016年（平成28年）度においても、引き続きその運用を行っている。

⑤新規業務の最適化（医療観察業務）

（最適化の実施内容）

平成21年度から事件管理システムのサブシステムとして医療観察システムの運用を開始し、医療観察における各種事件（生活環境の調査事件、生活環境の調整事件、精神保健観察事件）の立件終結事務や統計業務の合理化及び対象者情報の一元管理化を行った。

（最適化の実施状況）

医療観察システムは、2009年（平成21年）4月から運用を開始しており、2016年（平成28年）度においても、引き続きその運用を行っている。

⑥システムの安全性・信頼性とセキュリティの確保

（最適化の実施内容）

2011年（平成23年）8月に改定された「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、システムの安全性・可用性を保ち、重要な情報の滅失を防止し、業務の円滑な遂行を確保するため、予備サーバを業務サーバから離れた地域に設置すること等によるバックアップシステムの構築についての検討を平成23年度までに行い、システムの冗長化を図る。

（最適化の実施状況）

2012年（平成24年）8月からバックアップシステムの運用を開始し、2016年（平成28年）度においても、引き続きその運用を行っている。

3. 調達関係

・矯正・保護連携サーバ機器等

- (1) 契約相手方 富士テレコム株式会社
- (2) 履行期間 2016年（平成28年）6月22日～2016年（平成28年）10月31日
- (3) 契約日 2016年（平成28年）6月22日
- (4) 契約方式 一般競争入札

4. その他

なし

5. 添付書類

最適化効果指標・サービス指標一覧